

議案第 25 号

八幡浜市民文化活動センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正
する条例の制定について
標記条例を次のように制定する。

令和 7 年 2 月 25 日提出

八幡浜市長 大 城 一 郎

記

八幡浜市民文化活動センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正
する条例

八幡浜市民文化活動センターの設置及び管理に関する条例（令和 2 年条例第 2
号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で
示すように改正する。ただし、改正後の欄に掲げる規定で改正前の欄にこれに対
応するものを掲げていないものは、これを加えるものとする。

改正後	改正前
別表第 1（第 9 条関係） 施設使用料 (単位：円) (表略)	別表第 1（第 9 条関係） 施設使用料 (単位：円) (表略)
備考 1 ～ 9 （略） <u>10 八幡浜市に住所を有しないものが利用 する場合は、基本料金の 5 割の額を加算す る。</u>	備考 1 ～ 9 （略）
別表第 2（第 9 条関係） 美術館使用料 (表略)	別表第 2（第 9 条関係） 美術館使用料 (表略)
備考 1 1 日とは、 <u>午前 9 時から午後 5 時まで</u> を いう。 2 ・ 3 （略）	備考 1 1 日とは、 <u>午前 10 時から午後 6 時まで</u> を いう。 2 ・ 3 （略）

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

提案理由

使用料及び使用時間を見直し、利便性の向上を図るため。